

(別紙)

当日準備していただく書類

(地域密着型) 通所介護 (宿泊サービス含む) 及び予防専門型通所サービス事業所の
運営指導に係る書類

1. 人員に関する書類

- (1) 職員 (夜勤者含む。以下同じ) の勤務体制表、常勤・非常勤の区分及び1か月の勤務時間が分かる書類
- (2) 職員の専任、兼任の状況が分かる書類
- (3) 出勤簿又はタイムカードなど出勤時間が分かる書類
- (4) 職員の資格、実務経験が分かる書類
- (5) 管理者の雇用形態が分かる文書

2. 設備に関する書類

- (1) 事業所の平面図

3. 運営に関する書類

- (1) 重要事項説明書、利用契約書 (両方とも利用者又は家族の同意があるもの。)
- (2) 利用者に関する記録、利用者名簿 (宿泊サービス含む。)
- (3) 利用者の介護保険被保険者証番号、有効期限等を確認している記録等
- (4) (地域密着型) 通所介護計画書 (予防専門型通所サービス計画書や宿泊サービス計画を含む。)、居宅 (介護予防) サービス計画書の写し、サービス担当者会議の記録、情報提供に関する記録
- (5) アセスメントに関する記録、モニタリングに関する記録
- (6) 利用料の請求書、領収書控 (宿泊サービス含む。)
- (7) サービス提供証明書控 (発行している場合に限る。)
- (8) サービス提供記録 (宿泊サービス含む。)、業務日誌、送迎記録 (車両運行記録)
- (9) サービス提供日ごとの利用者の数がわかる書類 (宿泊サービス含む。)、国保連への請求書の控え
- (10) 食事提供に関する記録 (宿泊サービス含む。)
- (11) 入浴に関する記録
- (12) 緊急時対応マニュアル (緊急時の連絡体制を含む。)
- (13) 非常災害時対応マニュアル (対応計画)、避難訓練 (夜間を想定した訓練を含む。) の記録、通報・連絡体制に関する書類、消防署への届出 (消防計画を含む。)
- (14) 職員研修関係書類 (研修計画、研修実施記録)
- (15) 衛生管理に関する記録、感染症の予防及びまん延防止のための対策に関する書類 (委員会の実施記録、指針、研修及び訓練の記録)
- (16) 秘密保持に関する就業時の取り決め (就業規則等)、利用者及びその家族の個人情報同意書

<裏面に続く>

- (17) 苦情に関する記録（宿泊サービス含む。）、苦情対応マニュアル
- (18) 事故に関する記録（宿泊サービス含む。）、事故対応マニュアル、再発防止策の検討の記録、ヒヤリハットの記録、市町村・家族・介護支援専門員への報告の記録
- (19) 事業者が発行するパンフレット、チラシ等
- (20)（地域密着型通所介護のみ）運営推進会議に関する書類
- (21) ハラスメント防止に関する方針
- (22) 感染症及び災害に係る業務継続計画、業務継続計画についての研修及び訓練の記録
- (23) 虐待の発生又はその再発を防止するための対策書類（委員会の実施記録、指針、研修記録）

4. 介護報酬に関する書類

- (1) 介護給付費明細書
- (2) 介護給付費請求書
- (3) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (4) 利用者別のサービス内容、利用時間及び（地域密着型）通所介護又は予防専門型通所サービスの体制が分かる書類
- (5) 介護給付費（加算を含む）請求要件を満たしていることが分かる書類
- (6) 職員の給与明細書綴（介護職員処遇改善加算を算定している場合に限る。）

5. その他（※当日事業者がメモしていただくための物です。）

- (1) 運営規程（写し）※宿泊サービス含む。
- (2) 重要事項説明書（写し）※宿泊サービス含む。
- (3) 契約書（写し）※宿泊サービス含む。

<当日準備していただく書類に係る留意点>

- ・ 書類については、原則として運営指導の前年度から直近の実績までの書類の準備をお願いします。
- ・ 必ずしも書類等を1箇所にとめておく必要はありませんが、必要な都度速やかに提示できるよう準備をお願いします。
- ・ 電子媒体で書類の管理をしている場合には、そのデータを見せていただきます。当日のためにデータを紙に印刷する必要はありません。
- ・ 運営指導当日に追加で資料の提示を依頼する場合がありますので、予めご了承ください。
- ・ 該当する書類がない場合でも、今回の運営指導のために新たに作成する必要はありません。